

市民プール営業日

市内各所のプールの営業が始まります。悪天候や低温により、臨時に休み場合があります。詳しくはお問い合わせください。

【大鐘公園市民プール】

- 営業期間 7月2日(国)～8月31日(国)
- 休館日 7月4日(国)～8日(国)、11日(国)、8月15日(国)、22日(国)、29日(国)
- 営業時間 ①午前9時半～正午、②午後1時～4時半、③午後5時～7時
- 使用料 大人・高校生 200円(②は300円)
中学生以下 100円(②は150円)
コインロッカー 100円
- その他 7月2日(国)、3日(国)は来場者に粗品をプレゼント(先着順)
団体割引、スタンプカードあり
- 問い合わせ 永薬品商事㈱(☎4244)

【根岸公園市民プール】

- 営業期間 7月19日(国)～8月10日(国)
- 休館日 毎週(国)
- 営業時間 ①午前9時半～正午、②午後1時～3時、③午後3時15分～6時
- 使用料 大人・高校生 150円、小・中学生 70円
- 問い合わせ 市教育委員会事務局江刺支所(内線224)

【前沢B&G海洋センタープール】

- 営業期間 6月25日(国)～9月11日(国)
- 休館日 6月27日(国)、7月4日(国)、11日(国)、8月22日(国)、29日(国)、9月の平日
- 営業時間 ①午前9時半～正午、②午後1時～5時、③午後5時半～8時半
- ※6月25日(国)、8月13日(国)、15日(国)、16日(国)、9月3日(国)、10日(国)、毎週(国)は③休み
- 使用料 大人・高校生 200円、小・中学生 100円、幼児 50円
- その他 6月25日(国)、9月11日(国)は無料開放
- 問い合わせ いきいきスポーツクラブ(☎7290)

プールで泳いで
暑い夏を楽しもう！

【胆沢プール】

- 営業期間 7月1日(国)～8月31日(国)
- 休館日 毎週(国)(8月8日は(国)開館)、8月13日(国)
- 営業時間 午後1時～8時
- ※7月21日(国)～8月20日(国)は、午前10時～正午も営業
- 使用料 大人 300円、高校生 200円、小・中学生 100円、幼児 50円
- 問い合わせ 胆沢総合体育館(☎3427)

【衣川温水プール】

- 営業期間 6月24日(国)～9月11日(国)
- 休館日 6月24日(国)～30日(国)の(国)～(国)、9月1日(国)～11日(国)の(国)～(国)、7月1日(国)～8月31日(国)の毎週(国)
- 営業時間 ①午前10時～正午、②午後1時～4時、③午後5時～7時
- 使用料 大人・高校生 310円、小・中学生 210円、幼児 110円
- その他 7月2日(国)、3日(国)は来場者に粗品をプレゼント(先着順)
団体割引、スタンプカードあり
- 問い合わせ 永薬品商事㈱(☎4244)



水泳や水遊びで楽しく過ごしましょう！

クリーンエネルギー導入支援事業

再生可能エネルギー設備を設置して 二酸化炭素の排出量を削減しましょう

県では、太陽光や風力、水力発電などのクリーンエネルギーを導入する、市内に事業所を置く公共的な団体などに、その経費の一部を助成します。これを機会に地球にやさしいクリーンエネルギーを導入しませんか。詳しくはお問い合わせください。

- 対象 市内に事業所を置く、農業協同組合や森林組合、社会福祉団体、教育団体、法人以外の公共的な活動を営む団体
- ※申請には市長の推薦が必要です。事前に本庁生活環境課環境係へご相談ください
- 対象事業 次の設備と機器の導入
①太陽光発電②太陽熱利用③風力発電④地中熱または地下水利用ヒートポンプ⑤水力発電⑥LED照明
- ※⑥は、①、③、⑤のいずれかを設置する団体が、同一施設内に設置する場合に限ります。その他にも条件があります。詳しくはお問い合わせください
- 補助額 補助対象経費の4分の3以内の額(上限200万円)
- 申し込み方法 県企業局ホームページ掲載の書類に記入し、郵送または直接提出
- 申込期限 7月15日(国)(必着)
- 申込先 県企業局経営総務室 〒020-0023盛岡市内丸11番1号
- 問い合わせ 本庁生活環境課環境係(内線213)

【太陽光発電システム導入事例】

社会福祉法人美楽会では、平成22年度に新設した地域グループホーム「ひだまり2」に、この事業を利用して太陽光発電システムを設置しました。施設内で使用する電力の約25%を太陽光発電で賄える見込みで、大いに役立っています。



太陽光発電システムを設置した「ひだまり2」

児童扶養手当受給の特例措置

被災した場合に児童扶養手当の 全額支給を受けることができます

児童扶養手当の支給には所得制限がありますが、今回の震災で被災した人はその被害額により、所得制限の特例措置を受けることができます。この措置を受けるには、申請が必要です。詳しくはお問い合わせください。

- 対象 児童扶養手当の受給対象者で、災害により住宅、家財などの被害額が、その価格のおおむね2分の1以上となる人
- ※被害額は保険金などにより補充された金額を除きます
- 内容 損害を受けた月から、翌年7月までの手当については全額支給
- ※23年の所得状況により、手当の一部または全部が返還となる場合があります

- 申請に必要なもの ①り災証明書など損害状況を証明できるもの②保険金など補充されたものがある場合はその額の分かるもの③印鑑
- 申請先 本庁子ども・家庭課家庭福祉係、各総合支所児童扶養手当担当課
- 申請期限 7月8日(国)
- 問い合わせ 本庁子ども・家庭課家庭福祉係(内線234)

市民芸術文化祭 作品を募集します

市教育委員会と市芸術文化協会は、作品展や舞台発表など、どなたでも楽しめる内容で市民芸術文化祭を開催します。現在、作品展に展示する作品を募集しています。日頃の文化・芸術活動の成果を、この市民芸術文化祭で披露してみませんか。詳しくは各事務局にお問い合わせください。

■募集作品 俳句、短歌、川柳、和紙ちぎり絵、絵画、書道

※その他、市内各地で開催する芸術祭の展示作品も募集します

- 問い合わせ 市芸術文化協会事務局(2ホール内 ☎6622)、江刺芸術文化協会(ささらホール ☎1607)、前沢芸術文化協会(☎562892)、衣川芸術文化協会(衣川総合支所内線517)